健康・医療戦略推進本部の運営について

平成 26 年 6 月 10 日 健康・医療戦略推進本部決定

健康・医療戦略推進本部令(平成26年政令第205号)第2条の規定に基づき、 健康・医療戦略推進本部(以下「本部」という。)の運営について以下のとおり 決定する。

1. 本部会合への参加者について

内閣官房副長官(3名)を本部会合に毎回参加させるものとする。

2. 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

3. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

4. 配布資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。

5. 廃止された「健康・医療戦略推進本部」との関係について

「健康・医療戦略推進本部(平成25年8月2日閣議決定)」が廃止されたことにともない、平成25年8月8日の健康・医療戦略推進本部において決定した「健康・医療戦略推進本部運営要領」、「健康・医療戦略参与会合の開催につい

て」、「医療分野の研究開発に関する専門調査会の開催について」、「健康・医療 戦略推進会議の開催について」については、別途、定めることとし、その他の 廃止前の「健康・医療戦略推進本部」がこれまで決定した事項及び検討した事 項等については、本部に引き継がれるものとする。